

# 県有地売り払い(随意契約)のお知らせ

滋賀県は、下記の県有地を**先着順**により随時に売却します。

## 物件一覧表

物件番号	物件所在地	地目(現況)	面積(m <sup>2</sup> )	最低売却価格(円)
4	蒲生郡日野町大字音羽字角畑373番2	宅地	320.90	2,180,000
5	高島市今津町保坂字越手山369番7	宅地	271.11	903,000

## 申込方法および期間

随意契約によるものとし、随意契約に付する期間は**令和6年5月31日**までとします。

### 申込方法

次の書類を滋賀県総務部財政課財産活用推進室(県庁本館1階西側)までご持参ください。

#### ○必要書類(全て対象)

- ・ 公有財産譲渡申請書
- ・ 誓約書

#### ○個人の場合

- ・ 住民票
- ・ 印鑑証明書(発行から3ヶ月以内のもの)

#### ○法人の場合

- ・ 法人登記事項証明書(現在事項全部証明)
- ・ 役員一覧
- ・ 定款または寄附行為(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条に定める宗教法人にあっては、当該法人の規則)
- ・ 最近2事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書または事業報告書
- ・ 印鑑証明書(発行から3ヶ月以内のもの)

### 申込時間

午前9時から12時、午後1時から5時

(受付は土曜日、日曜日、祝日(振替を含む。)および令和5年12月29日から令和6年1月3日までを除く。)

## ●詳細は滋賀県ホームページをご確認ください

滋賀県HPの「令和5年度県有地等売払い(第1回随意契約)のお知らせ」に詳細を掲載しています。

物件情報の詳細は、HPに添付している物件調書4、5をご覧ください。

(URL)

<http://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/baikyaku/>



こちらのQRコードより滋賀県HPへアクセスできます。

《お問い合わせ先》 滋賀県 総務部 財政課 財産活用推進室  
電話: 077-528-3191 E-mail: [zaisan@pref.shiga.lg.jp](mailto:zaisan@pref.shiga.lg.jp)

物件4

蒲生郡日野町大字音羽字角畑373番2

旧西大路駐在所

最低売却価格 2,180,000円



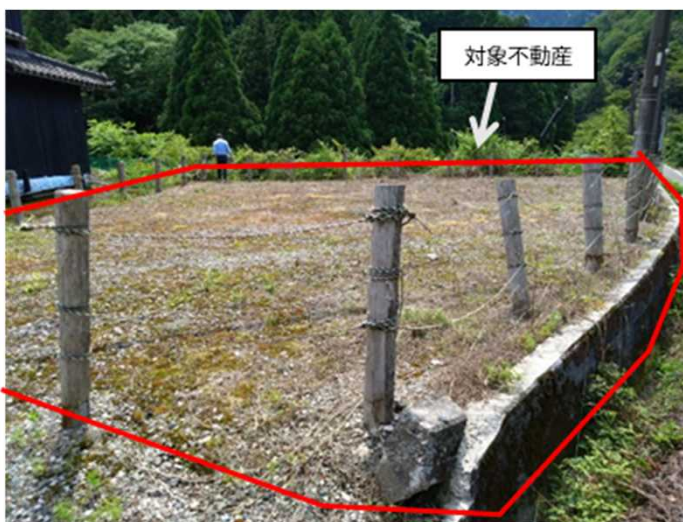
- 土地 320.90㎡
- 地目/宅地
- 用途/市街化調整区域
- 指定建ぺい率70%
- 同容積率200%
- ◆北側町道沿いは建築基準法42条2項道路に該当し、セットバックを要します。
- ◆近江鉄道本線「日野」駅より東方へ約7.2km(道路距離)

物件5

高島市今津町保坂字越手山369番7

旧保坂駐在所

最低売却価格 903,000円



- 土地 271.11㎡
- 地目/宅地
- 用途/都市計画区域外
- 指定建ぺい率80%
- 同容積率200%
- ◆JR湖西線「近江今津」駅から北西方へ約10.4km(道路距離)
- ◆西日本JRバス「保坂」停留所 南方 約20m(道路距離)